

臨時福祉給付金

支給要件

○支給対象者

平成 26 年度分の**住民税が課税されていない方が対象**です。ただし、

- ・ 課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合
 - ・ 生活保護の受給者である場合 など
-] は除きます。

○支給額

- ・ 1 人につき **10,000 円**。下記の《加算対象者》は 1 人につき **5,000 円** を加算。

《加算対象者》

- ・ 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者※¹
- ・ 児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など※²

※¹ 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。

※² 平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です。

表 1【住民税が課税されない所得水準の目安（非課税限度額）】

(給与所得者)

| 区分 | 非課税限度額※ (給与収入ベース) |
|---------|----------------------|
| 単身 | 1 0 0 万円 |
| 夫婦 | 1 5 6 万円 |
| 夫婦子 1 人 | 2 0 5 . 7 万円 |
| 夫婦子 2 人 | 2 5 5 . 7 万円 |

(公的年金等受給者)

| 区分 | 非課税限度額※ (年金収入ベース) | |
|----|----------------------|--------------|
| 単身 | 6 5 歳以上 | 1 5 5 万円 |
| | 6 5 歳未満 | 1 0 5 万円 |
| 夫婦 | 6 5 歳以上 | 2 1 1 万円 |
| | 6 5 歳未満 | 1 7 1 . 3 万円 |

※東京都23区等の場合

子育て世帯臨時特例給付金

支給要件

○支給対象者

次のどちらの要件も満たす方が対象です。

- ①平成 26 年 1 月分の**児童手当・特例給付※**を受給
- ②平成 25 年の所得が**児童手当の所得制限限度額未満** (表 2 の限度額目安未満かどうか)

※特例給付とは、児童手当の所得制限限度額以上の方について、児童 1 人当たり月額 5,000 円を支給しているものです。

○対象児童

支給対象者の平成 26 年 1 月分の**児童手当・特例給付の対象**となる児童

ただし、

- ・ 「臨時福祉給付金」の対象となる児童
 - ・ 生活保護の受給者となっている児童 など
-] は除きます。

○支給額

- ・ 対象児童 1 人につき **10,000 円**

表 2【児童手当の所得制限限度額（給与収入ベース）】

| 区分 (扶養親族等の数) | 限度額目安 (給与収入ベース) |
|-----------------|--------------------|
| 子 1 人 (1 人) | 8 7 5 . 6 万円 |
| 夫婦子 1 人 (2 人) | 9 1 7 . 8 万円 |
| 夫婦子 2 人 (3 人) | 9 6 0 万円 |